

入団申込書

申込日 平成 年 月 日

(財)全日本リトル野球協会

リトルシニア東北連盟山形県支部 山形チ - ム 御中

- 選手氏名(フリガナ) _____
- 生年月日 平成 年 月 日生 才 _____
- 学校名 _____ 中学校
- 住所 _____ 〒 _____
- 電話番号 自宅 _____ 携帯 _____
- 緊急連絡先 _____
- 身長・体重 _____ cm _____ kg
- 野球の運動に耐られる身体の診断証明

重要 診断書は必要無いが、医師記入欄に
医師の証明印を必ず捺印の事

病院名

医師名

印

以上の通り、診断証明を添えて申し込み致します。

保護者 生年月日 年 月 日

紹介者 _____

職業 _____

氏名 _____

印

チ - ム記入欄

以上の申し込みにあたり、チ - ムで検討した結果、 _____ 君の入団を、認めます。

入団許可日 平成 年 月 日

山形チ - ム会長 高内 耕介 印

入団誓約書

入団にあたり貴チ - ムの規約を熟読のうえ、チ - ムの規約を遵守することは勿論、その他チ - ムの指示に従う事を誓約致します。

入団許可後記入 誓約日 平成 年 月 日

選手氏名 _____

保護者氏名 _____

印

山形チ - ム 規 約

第1条 名 称

本チ - ムは、(財)全日本リトル野球協会リトルシニア東北連盟山形県支部に属する山形チ - ム(以下チ-ムと言う)と称する。

第2条 目的及び指導方針

山形県内の中学生を対象とした硬式野球のクラブチ-ムであり、硬式野球を愛する生徒に正しい野球のあり方を指導し、野球を通じて心身の鍛練とスポ-ツマンシップを理解させることに努め、規律を重んじる明朗な社会人としての基盤を養成し、次代を担う人材の健全育成を図ることを目的とする。

『一人で見る夢はただの夢。

みんなで見る夢(日本一)は現実となる夢』が

山形チ - ムのスロ - ガンです。

指 導 方 針)

- (1) 人格の形成を基本とした野球
(礼儀・挨拶・服装・非行) (反省・感謝・慈悲・素直・謙虚)
- (2) 基本に忠実な野球
(走る・投げる・打つ・守る・スピード)
- (3) 自発性をもって取り組む野球
(積極性・忍耐力・集中力・自律性・責任感)
- (4) 地域社会に愛され信頼される野球
(実績・信頼・満足感・奉仕・貢献)
- (5) 結果を評価し次ぎの飛躍に結びつけられる野球
(方針計画・実行・チェック・処置・継続)

第3条 事務所

当チ - ムの事務所は、事務局長宅に置く。

第4条 選手構成

当チ - ムの選手構成は、県内に居住する小学六年の8月1日以降～中学三年生の7月31日までの選手で構成する。但し、上記以外の生徒は当チ - ムの練習生として参加することが出来る。

第5条 組織及び会員

この組織は、当チ - ムに所属する選手の父兄、役員、指導者、事務局、審判員及び、選手OBと第2条の目的に賛同する後援者であって、且つ役員会で承認された者で組織する。

第6条 事 業

当チ - ムは、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 日本選手権大会並びに各種東北大会への参加。
- (2) 当チ - ム主催又は、後援する各種大会への参加。
- (3) 支部主催の各種大会の参加。
- (4) 国内外の親善のための国内外への遠征並びに招待試合の参加。
- (5) 野球技術の向上をはかるための教育指導と練習。
- (6) 野球に関する知識の普及をはかるための教育及び情報の提供。
- (7) 刊行物の発行。
- (8) その他、チ - ムの目的達成に必要な事業。

第7条 機 関

当チ - ムには次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 保護者会
- (4) OB会
- (5) 後援会

第8条 会計年度

毎年8月1日～翌年7月31日までとする。

第9条 総 会

総会は当チ - ムの最高議決機関で毎年12月に開催する。但し、役員会に於いて必要と認めた場合には、臨時に開催する事が出来る。

第10条 総会の開催と議決

総会の開催は第5条の会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。因って委任状による議決権はないものとする。

第11条 総会の議決事項

- (1) チ - ム会長、顧問、保護者会会長、チ - ム審判の解任。
- (2) チ - ム規約の改廃。
- (3) チ - ム事業計画及び予算、決算の承認。
- (4) チ - ム会費の承認。
- (5) その他チ - ム運営に関する必要事項。

第12条 役員

当チ - ムには次の役員を置く。

- (1) 三役会 (チ - ム会長 1名、監督 1名、事務局 若干名)
- (2) 五役会 (三役会の外、保護者会役員 若干名、顧問 若干名)

第13条 役員の任期

- (1) 役員の任期は、原則として一年間とする、但し、再任は妨げない。
- (2) 役員は任期が満了しても後任が選任されるまで、その職務を遂行する。

第14条 役員の任務

各役員はチ - ムの目的を十分に理解の上、それぞれの任務を遂行する。

- (1) チ - ム会長は当チ - ムを代表し、会務を総括する。
監督、事務局長の任命及び解任権を有する。
- (2) 保護者会会長はチ - ム会長を補佐し、会長不在の際は会長を代行する。
保護者会役員の任命及び解任権を有する。
- (3) 監督はチ - ムの練習及び試合の運営を司る。
監督を除く指導者(コーチ、スコアラ-)の任命及び解任権を有する。
- (4) 事務局長は会務全般の事務処理に当たると共に、チ - ムに運営上必要なスタッフ(スカウト部長、大会時のアナウンス嬢)を有し、任命及び解任権を有する。

第15条 会費及び入会金

入会金は 10,000円 (グラウンド維持管理費等)
会費は 月々11,000円 なお必要の都度臨時徴収する。

第16条 会計報告及び監査

- (1) 総会にて、会費の収支報告を行う。
- (2) 会計監査を行い総会にて承認を得る。
- (3) 会計監査は、保護者会の監査役が監査する。

第17条 入会

入会しようとする者は、本規約を遵守する旨を明記した入会申込書及び誓約書に記入し提出し役員会で承認を得、入会金を納めた後認められる。

第18条 選手の守るべき義務

- (1) 勉強とスポ - ツを両立出来るように努力する。
- (2) 無断欠席をしない、やむをえず欠席する場合は監督、コーチに連絡する。
- (3) 当チ - ムの規則を守りチ - ムワークを乱す行動はとらない。
- (4) 当チ - ムの活動中は監督、コーチの指示に従うこと。

第19条 保護者の守るべき義務

- (1) 当チ - ム活動中における指導法については、指導者に一任する。
- (2) 選手の健康管理には常に充分注意を払い、なんらかの支障がある場合は保護者の責任に於いて解決策をこうじること。

第20条 除名

- (1) 当チ - ムの名誉を傷つけ又は、当チ - ムの目的に違反する行為があったとき。
- (2) 当チ - ムの会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費の納入を怠ったとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき。

第21条 傷害保険への加入

- (1) 選手・指導者は全員スポーツ保険へ加入を義務づける。
- (2) その他必要と認められる保険への加入をおこなう。

第22条 事故の責任範囲

- (1) 活動時間及びその往復での事故は、保険の範囲で補償し、指導者や当チ - ム は一切責任を負わない者とする。
- (2) 選手の移送は各保護者が責任を持って行う。
やむなく同乗を依頼し、万一事故が発生した場合でも、運転者は一切責任を負わないものとする。

附則

この規約は、平成18年12月 4日に改訂し施行する。

保護者会規約

第1条 保護者会

当会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 婦人部長 1名 (4) 婦人副部長 1名
- (5) 会計 1名 (6) 会計監査 1名

第2条 保護者会の任期

- (1) 役員の任期は、原則として一年間とする、但し、再任は妨げない。
- (2) 役員は任期が満了しても後任が選任されるまで、その職務を遂行する。

第3条 保護者会の任務

日常活動の運営(お茶の用意、各チ-ムの接待、グラウンドの手配及び整備、娯楽)を行い、野球の練習及び試合の技術指導采配などについては一切を監督に委任し、選手全員の生活指導世話にあたる。練習及び試合の応援に積極的に参加し、選手全員を応援する。

- (1) 保護者会会長はチ - ム会長を補佐し、会長不在の際は会長を代行する。
練習グラウンドの手配、遠征参加者及び車の手配。
保護者会副会長、会計、婦人部長の任命及び解任権を有する。
- (2) 保護者会副会長は保護者会会長を補佐し、会長不在の際は会長を代行する。
- (3) 婦人部長はお茶の用意、来県遠征時の土産及び食事の手配を行い、救急箱の整理にあたる。
- (4) 会計は会費及び遠征費の収支処理を行う。
- (5) 会計監査は保護者会会計及びチ - ム会計より提示された収支決算書の監査を行う。

第4条 遠征費について

県内外の宿泊費は個人負担とし、交通費は全員で均等に負担する。

附 則

この規約は、平成18年12月 4日に改訂し施行する。